

## 家事の分担がある場合の逸失利益性

### (Loss of profit when there is a sharing of housework)

海 江 田 誠

#### 第1 はじめに

若い世代を中心に、女性である妻のみが家事を担うという意識が薄れ、男性である夫も家事を担う意識が強くなってきている<sup>1</sup>。

現実的にも、女性の社会進出による共働き世帯の増加<sup>2</sup>や高齢化社会による夫婦ともに年金生活の世帯の増加もさらに促進されるものと見込まれる。

従前、家事の主な担い手は妻であったが、夫もまた意識的に家事の一部を担当するようになってきており、今後このような家事の分担がさらに増加することが見込まれる。

そこで本稿においては、若干新たな問題意識であると思われる「家事の分担がある場合の逸失利益性」の問題について検討する。

#### 第2 家事労働の逸失利益性

1 逸失利益とは、事故に遭わなければ得られなかったはずの利益（収入）の喪失を意味する<sup>3</sup>。

具体的には、事故により年収が200万円から100万円に低下してしまった場合、低下した100万円が逸失利益における損害ということになる。

2 ところが、家事労働は「無償」であり、家事ができなくなったとしても収入の減少をもたらすものではない。

そこで、家事従事者には逸失利益が認められないのではないかという問題がある。

3 この点、家事労働者の逸失利益性を否定する見解もある<sup>4</sup>。

他方、戦前の大審院においては、結論的に、事故当時に専業主婦であった被害者について逸失利益を肯定する判例（大判昭和7年1月

23日）が存在していた。

もっとも、この大審院判例は、たとえ事故当時に専業主婦であっても「将来、収益を得るべき十分なる見込みがある」場合に逸失利益を肯定しており、家庭以外からの外部的収入の見込みに着目して、逸失利益の肯否を判断しているものである。そのため、この大審院判例は主婦の逸失利益の問題を無職者の逸失利益の問題として取り扱い、特段家事労働に着目したものではなかったものといえる。

4 ところが、戦後最高裁は以下のように家事労働自体の収益性を認め、その逸失利益性を肯定するに至った（最高裁昭和49年7月19日判決<sup>5</sup>）。

「おもうに、結婚して家事に専念する妻は、その従事する家事労働によって現実に金銭収入を得ることはないが、家事労働に属する多くの労働は、労働社会において金銭的に評価されうるものであり、これを他人に依頼すれば当然相当の対価を支払わなければならないのであるから、妻は、自ら家事労働に従事することにより、財産上の利益を上げているのである。一般に、妻がその家事労働につき現実に対価の支払を受けないのは、妻の家事労働が夫婦の相互扶助義務の履行の一環としてなされ、また、家庭内においては家族の労働に対しての対価の授受が行われないう特殊な事情によるものというべきであるから、対価が支払われないことを理由として、妻の家事労働が財産上の利益を生じないということとはできない。のみならず、法律上も、妻の家計支出の節減によって蓄積された財産は、離婚の際の財産分与又は夫の死亡の際の相続によって、妻に還元されるのである。

かように、妻の家事労働は財産上の利益を

生ずるものというべきであり、これを金銭的に評価することは不可能ということではできない。ただ、具体的事案において金銭に評価することが困難な場合が少なくないことは予想されるところであるが、かかる場合には、現在の社会情勢等にかんがみ、家事労働に専念する妻は、平均的労働不能年齢に達するまで、女子雇用労働者の平均賃金に相当する財産上の利益を上げるものと推定するのが適当である。」(下線部筆者)

この最高裁判例によって、家事労働者については将来の就労の可能性の有無を検討しなくとも逸失利益性を肯定できることになった。

5 もっとも、その判旨において「これを他人に依頼すれば当然相当の対価を支払わなければならないのであるから」と指摘されているように、当該家事労働が、収益性を持つのは、被害者自身の家事だけでは足りず、同人以外の他人の家事をしてきたことを要するものとされる。

そのため、「単身者」が自らの生活のために家事を行う場合には、一般に家事労働の逸失利益性は認められない。

さらに、複数人の家族が同居していたとしても、その家事が実質的にみて自らの生活のために家事を行う場合と同視でき単に家族の構成員としての仕事を分担しているに過ぎない場合にも、家事労働の逸失利益性は認められないものといえる。そのため、複数人の家族が同居していた場合、その家事が収益性を持つためには、他の家族の構成員に対して特別のサービスを提供していると評価されることが必要であるといえる<sup>6 7</sup>。

問題は、いかなる場合に特別のサービスを提供しているといえるかどうかであるが、この点について、現状、明確な基準というものがあるわけではなく、個々の事例ごとに適切に判断するほかない。

この点、「幼児、学生」や「障害者」といった自らの家事をすることが不可能又は困難な者のために家事をしている場合には、特に問題なく、逸失利益性を肯定してよいと考えら

れる。

しかし、自ら家事をする能力のある者のために家事をしている場合には、慎重な検討を要すべきものと考えられる<sup>8</sup>。

その際の考慮要素としては、①被害者の年齢、②家族構成、③身体状況、④家事従事時間、家事労働の内容等の具体的な事情が挙げられている<sup>9</sup>。

6 さらに、たとえ他の家族の構成員に対して特別のサービスを提供していると認定され逸失利益性が肯定されるとしても、家事の分担がある場合にはその逸失利益の金銭評価に際して割合的な認定が行われると考えられる。

### 第3 裁判例

以下の裁判例は、上記①～④の判断要素に従って整理したものである（なお、下線は筆者が付したものである。）。

#### 1 東京地判平成6年7月15日<sup>10</sup>

- ① 77歳女性（農作業に従事）
- ② 娘（パート）、娘の夫（就労あり）
- ③ 記載なし
- ④ 死亡当時77歳の女子であって、共稼ぎである娘夫婦と同居し、娘に代わって洗濯、炊事等の家事一切を切り盛りする。

→65歳以上女子の賃金センサスの80%

金銭評価の20%の減額は、パートの娘の家事の分担が考慮されたものと考えられる。

#### 2 神戸地裁平成8年5月23日<sup>11</sup>

- ① 86歳女性（無職）
- ② 夫（無職）
- ③ 持病はない。
- ④ 夫と2人暮らしで、持病もなく、1人で買物に出かけ、家事をこなしていた。

→65歳以上女子の賃金センサスの50%

金銭評価の50%の減額は、無職の夫の家事の分担が考慮されたものと考えられる。

#### 3 東京高判平成9年4月23日<sup>12</sup>

- ① 38歳女性（学習塾教師、自宅で塾経営）
- ② 父（無職、病気がち）、母（被害者とともに自宅で塾経営、病気がち）、妹（会社員）
- ③ 健康
- ④ 妹は会社勤めをし、父親も母親も病気がちで、家事労働については母親以上に重要な役割を果たしてきたことが認められる。

→全65歳女子の月額平均給与額の4分の3  
金銭評価の4分の1の減額は、被害者とともに自宅で塾経営し病気がちな母の家事の分担が考慮されたものと考えられる。

#### 4 東京地判平成10年3月24日<sup>13</sup>

- ① 83歳女性（無職）
- ② 息子（職業記載なし）、息子の妻（職業記載なし）
- ③ 健康
- ④ 本件事故当時、83歳であるが、健康状態も良好であり、息子の妻とともに家事を負担していた。

→全年齢女子の賃金センサスの50%  
金銭評価の50%の減額は、息子の妻の家事の分担が考慮されたものと考えられる。

#### 5 大阪地判平成10年3月24日<sup>14</sup>

- ① 65歳女性（無職）
- ② 夫（職業記載なし）
- ③ 記載なし
- ④ 死亡当時65歳であり、本件事故に遭わなければ、65歳から8年間は家事労働を続けることができたと思われる。

→65歳女子の賃金センサスの100%  
金銭評価で減額されていないのは、夫の家事の分担が否定されたものと考えられる。

#### 6 大阪地判平成10年7月24日<sup>15</sup>

- ① 60歳女性（パート）
- ② 二男（35歳、就労あり）、母（86歳、無職）
- ③ 記載なし
- ④ 二男と母と同居して生活し、生活費は右収入の他に長男及び二男からも支出してもらい、同居家族の家事を分担していることが

認められる。

→60歳以上女子の賃金センサスの100%

判旨で家事の分担と指摘されているにもかかわらず、金銭評価で減額されていないのは、二男からの扶養の事情や高齢の母の面倒の点が強調されたとも考えられる。

#### 7 岡山地判平成10年10月20日<sup>16</sup>

- ① 75歳女性（会社の役員兼経理月15万円の収入）
- ② 息子（会社員）
- ③ 記載なし
- ④ 本件事故前、会社の専務取締役役に就いており、役員兼従業員として経理を担当していたこと、同社の従業員は息子と被害者の2名だけであったこと、被害者は同社から月15万円、年180万円の収入を得ていたこと、被害者は息子と2人暮らしであり、1日2時間程度とはいえ主婦として家事労働にも従事していたことが認められる。

→65歳以上女子の賃金センサスの100%

判旨で1日2時間程度の家事労働と指摘されているにもかかわらず、金銭評価で減額されていないのは、息子の家事の分担が否定されたからとも考えられる。

#### 8 大阪地判平成11年2月18日<sup>17</sup>

- ① 81歳男性（無職）
- ② 妻（大腿骨骨折後入退院を繰り返していた、職業記載なし）、娘（職業記載なし）
- ③ 記載なし
- ④ 本件事故当時、大腿骨骨折後入退院を繰り返していた妻及び娘と同居しており、妻に代わって同居家族に関する家事の多くを分担していたと認められる

→月18万円（65歳以上女子の賃金センサスの70%に相当）

金銭評価につき、賃金センサスによればおよそ30%程度減額されているのは、妻もしくは娘の家事の分担が考慮されたものと考えられる。

#### 9 大阪地判平成12年5月24日<sup>18</sup>

- ① 78歳女性（息子の会社の監査役、年間375万円の収入）
- ② 息子（会社経営）
- ③ 記載なし
- ④ 本件事故当時、息子と2人暮らしで家事の一切を行っていたこと・・・5年間にわたり家事労働を行うことができたというべきである。他方、監査役報酬については、息子が経営する会社の監査役である上、被害者の年齢をも併せて考えると、名目監査役である疑いを否定できず、その他、現実に労働していたことを窺わせる証拠はないから、監査役報酬を労務の対価と認めるには足りないというべきである。したがって、被害者の労働の対価に関する逸失利益は、家事労働に限定して判断すべきところ、右に認定した被害者の年齢、家族構成、息子の年齢及び健康状態、それから推認される家事労働の実態を総合すれば、

→65歳女子の賃金センサスの70%相当  
 金銭評価の30%の減額は、息子の家事の分担が考慮されたものと考えられる。

### 10 東京地判平成12年5月31日<sup>19</sup>

- ① 64歳女性（無職）
- ② 夫（職業記載なし）、娘（職業記載なし）、夫の叔父（要介護状態）
- ③ 記載なし
- ④ 被害者の年齢や家事労働を相当程度担う娘の存在を考慮すると、基礎収入に全年齢女子の平均収入を用いることは相当ではない。しかし、被害者が夫の叔父の介護を担う中心的な存在であったことを考慮すると、当該年齢相当の女子の平均賃金を用いるのが相当である。

原告らは、被害者が夫の叔父の介護を担当していたことを理由に547万4500円（在宅看護・介護・ホームヘルパー、ベビーシッターの24時間泊込み勤務の賃金、徹夜手当の合計に365日乗じた金額）を基礎収入とすべきであると主張するが、これは職業的に看護・介護を行う者が年中無休、徹夜で

24時間勤務した場合の賃金相当額であり、そのような金額を基礎収入とすること自体不合理極まりないばかりか、そもそも、被害者がそのような高額な収入を得られることを裏付けるに足りる証拠はなく、原告らの主張は到底採用できない。

→当該年齢相当の女子の賃金センサスの100%相当

判旨で娘との家事の分担を指摘されているにもかかわらず、金銭評価で減額されていないのは、夫の叔父の介護の労力を積極的に評価したものと考えられる。

### 11 名古屋地判平成12年8月30日<sup>20</sup>

- ① 61歳女性（就労あり、年212万円の収入）
- ② 娘（無職）
- ③ 記載なし
- ④ 有職の主婦であるから賃金センサスを休業損害の基礎とすべきと主張するが、被害者は、本件事故当時夫は既に死亡し、本件事故当時はたまたま娘が同居していたものの、娘は30歳を超した既婚者であり夫が単身赴任であったために被害者宅にいたものであって当時稼働していた様子もないことが認められ、これらの生活状況に照らすと、原告が前記の収入以外に一家の主婦として稼働していたとは認めることができないから、賃金センサスを用いて基礎収入とすることはできない。

→そもそも家事労働者としては否認

一時的に無職の娘が同居していた事案において、被害者の家事は、実質的にみて、自らの生活のために家事を行っているに過ぎないものと評価されたものと考えられる。

### 12 神戸地判平成13年4月20日<sup>21</sup>

- ① 68歳女性（無職）
- ② 夫（職業記載なし）
- ③ 記載なし
- ④ 被害者は本件事故当時68歳と高齢であり、被害者の労働は通常の主婦の労働量よりも少ないことは明らかである。

→全年齢女子の賃金センサスの70%

金銭評価において、年齢別ではなく、全年齢の賃金センサスを採用したが、年齢を理由とした労働量の少なさを理由として、30%減額したものである。

### 1 3 横浜地判平成18年1月23日<sup>22</sup>

- ① 68歳女性（無職）
- ② 息子（職業不明）、息子の妻（専業主婦）
- ③ 右膝付近にできた悪性腫瘍を除去して人工関節を入れる手術をし、事故当時は、杖を使用する生活をしてきた
- ④ 被害者は、配偶者はなく、息子夫婦と同居しながら、月の半分は娘宅で生活し、娘の家事を手伝っていた者であるところ、・・・被害者は、平成10年ころ右膝付近にできた悪性腫瘍を除去して人工関節を入れる手術をし、事故当時は、杖を使用する生活をしてきたが、大方の家事はこなしていたこと、長男の妻は婚姻後退職して専業主婦としての生活を送っているが、被害者も家事の一部を担当していたこと、長女は、夫と2人の子（17歳と13歳）とともに生活し、パート勤務をしながら、エアロビクスのインストラクターの資格取得を目指して勉強していたことが認められる。

上記認定事実によれば、被害者は、基本的には息子夫婦と同居して家事の一部を担当するとともに、月に半分くらいはパートと勉強で忙しい娘宅で家事の手伝いをしているのであるから、自分以外の者のために家事労働をしていたと認めるが、上記認定事実を総合勘案すると、

→65歳女子の賃金センサスの50%相当

金銭評価の50%の減額は、息子の妻の家事の分担と娘の家事の手伝いが総合考慮されたものと考えられる。

### 1 4 横浜地判平成19年1月17日<sup>23</sup>

- ① 78歳男性（会社の監査役や顧問）
- ② 妻（無職、73歳）、娘（会社員）
- ③ 健康

- ④ 本件事故当時、被害者は、妻（73歳）と娘の3人で生活しており、娘は勤めており、3人とも健康上の問題はなかったこと、被害者は、65歳で会社を退職後、3、4年常勤顧問を務めた後は、別の会社の監査役や顧問を務めたり、知人との旧交を温めるなどの生活を送っていたこと、家庭においては、掃除や食事の配膳の手伝い、洗濯の物干しの手伝い、自動車での用品の買い物や妻の送り迎え、庭仕事等を分担してこなしていたことが認められる。

上記認定事実によれば、被害者は家事の一定割合を分担しており、その家事分担は、被害者が本件事故当時78歳であり、妻とは高齢者同士の暮らしであるとしても、自ら生活していくための日常的な活動に過ぎないと評価するのが相当とは言い難いから、本件事故により、家事労働をすることができなくなったものとして、その逸失利益を肯定することができる。

ただし、家事労働は手伝いが中心であり、被害者の家事の割合は、同年代の主婦による家事労働の40%を超えるものではないというべきである。

→65歳女子の賃金センサスの40%

金銭評価の60%の減額は、無職の妻との家事の分担を基本に、被害者の家事の内実が手伝い中心であったことを踏まえて、等分よりも、さらに減額されたものと考えられる。

### 1 5 東京地判平成19年5月15日<sup>24</sup>

- ① 72歳女性（雑誌の寄稿や講演活動）
- ② 娘（職業記載なし）、娘の夫（職業記載なし）、娘の3人の子（年齢、職業記載なし）
- ③ 記載なし
- ④ 被害者は、本件事故当時、娘家族と同居していたところ、娘夫婦には長男から三男までの3人の子がおり、被害者は、娘と家事を分担し、更に女性の生き方や生活の知恵に関する記事を雑誌に寄稿したり、講演活動をしていた。

→65歳以上女子の賃金センサスの80%

金銭評価の20%の減額については、判旨に説明がなく、判然としないが、娘との家事の分担の程度であると考えられる。

### 1 6 名古屋地判平成20年5月21日<sup>25</sup>

- ① 66歳男性（無職）
- ② 妻（土日もフルタイムで就労）、娘（土日を除きフルタイムで就労）
- ③ 軽度の片麻痺
- ④ 被害者は、脳出血による半身麻痺（後遺障害等級12級）となったため退職し、軽度の片麻痺は残ったものの、日常生活ができないことはなく、その後は無職であったこと、同居している妻は土、日曜日もフルタイムの仕事をし、娘は土日を除きフルタイムの仕事に出ていること、被害者は、炊事はしていないが、日常的に掃除、洗濯の一部、ゴミ出し、買い物等の家事労働をなし、通年100坪の土地で自給用の野菜を栽培していたことが認められ、かかる事情を総合すると、被害者は、家事労働に従事していたものと認められるのが相当である。

→65歳以上女子の賃金センサスの100%

判旨において、炊事はしていないと指摘しつつ、金銭評価で減額されていないのは、その程度家事の分担では減額の理由とはならないと評価されたものと考えられる。

### 1 7 東京地判平成22年2月9日<sup>26</sup>

- ① 女性
  - ア 事故時67歳（無職）
  - イ 症状固定時69歳（無職）
- ② ア 事故時、一人暮らし
  - イ 症状固定時、長男（職業記載なし）、長男の妻（無職）と同居
- ③ 記載なし
- ④ ア 休業損害
 

被害者は、本件事故当時67歳の無職女性で、本件事故よりも前に夫を亡くし、アパートで一人暮らしをしていたもので、近くに住んでいた長男の家に手料理を持って行ったり、次男の家にも手伝いに行くなど、自分の

子供らとの交流があったことは認められるものの、長男宅の家事については、長男の妻が主婦として従事していたもので、被害者の家事労働は、専ら自らの生活のために行われていたものと考えられるから、休業損害は認められない。

イ 後遺症逸失利益

症状固定日の時点で69歳であり、それ以降、長男の家族と同居し、その家事を分担する等の就労の可能性があり、労働の意欲及び能力は有していたと考えられるから、後遺症逸失利益の発生が認められる。

→休業損害は否定。

後遺症逸失利益につき、65歳以上女子の賃金センサスの70%

休養損害の否定は、被害者の家事の手伝いは、実質的にみて、自らの生活のために家事を行っているに過ぎないものと評価されたものと考えられる。

後遺症逸失利益の金銭評価の30%の減額については、長男の妻との家事の分担の程度であると考えられるが、主婦である長男の妻との分担割合としては、若干減額の程度が小さいものと思われる。

### 1 8 東京地判平成22年5月12日<sup>27</sup>

- ① 71歳女性（無職）
- ② 夫（職業記載なし）、娘（フルタイム）、娘の子2名（年齢、職業記載なし）、母（無職）
- ③ 記載なし
- ④ 被害者は、夫、娘、娘の夫、娘の2人の子、老母と同居しており、娘がフルタイムで働いていたため、6人家族の炊事、洗濯等の家事全般や老母の介護を行っており、一般の勤労世帯の主婦と同様な家事労働を行っていたことが認められる。

他方、被害者の年齢が、71歳と高齢であり、就労した場合にも自ずと収入が制限されざるを得ない。総合考慮し、基礎収入を300万円と認めるのが相当である。

→300万円

判旨においては、一般の勤労世帯の主婦と同

様な家事労働を担っていたと指摘しつつ、同年代の賃金センサスよりも減額された値を算出している。その根拠として、同年代の就労者の収入とのバランスを考慮しているが、家事労働自体の収益性を肯定することとの論理的整合性の点で疑問である。

### 19 大阪地判平成23年4月25日<sup>28</sup>

- ① 71歳女性（無職）
- ② 息子（職業記載なし）、息子の子2名
- ③ 記載なし
- ④ 被害者は、本件事故当時71歳であり、息子及び被害者の孫にあたる同人の子供ら2名と暮らし、掃除、炊事、洗濯、孫のお守り等の家事労働を担っていた。

→65歳以上女子の賃金センサスの100%  
金銭評価で減額されていないのは、息子の家事の分担が否定されたからとも考えられる。

### 20 横浜地判平成24年7月30日<sup>29</sup>

- ① 男性（無職）
- ② 妻（正社員）
- ③ 記載なし
- ④ 本件事故当時、妻が正社員として働いており、被害者が専業主夫として洗濯、掃除、料理、食器洗い等の家事労働を行っていたと認められ、被害者は家事従事者に該当すると認めることができる。

→全年齢女子の賃金センサスの100%  
金銭評価で減額されていないのは、息子の家事の分担が否定されたからと考えられる。

### 21 東京地判平成25年10月25日<sup>30</sup>

- ① 85歳女性（無職）
- ② 夫（無職）
- ③ 記載なし
- ④ 被害者は、本件事故当時、夫と同居し、夫のために家事労働に従事していたものであり、平均余命の約半分に相当する4年間は家事労働に従事することが可能であったと認められる。  
被害者が本件事故当時85歳と高齢であつ

たことや、本件事故当時、夫も既に仕事はしていなかったのであるから、自分で身の回りのことを行っていた部分もあるものと推認されることを総合考慮する

→全年齢女子の賃金センサスの70%  
金銭評価の30%の減額については、無職の夫との家事の分担の程度であると考えられる。

### 22 さいたま地判平成26年1月28日<sup>31</sup>

- ① 62歳女性（無職）
- ② 息子（36歳、職業不明）
- ③ 記載なし
- ④ 被害者は、本件事故当時62歳であり、息子と同居して家事労働に従事していた事実が認められる。

→全年齢女子の賃金センサスの100%  
金銭評価で減額されていないのは、息子の家事の分担が否定されたからとも考えられる。

### 23 名古屋地判平成26年10月10日<sup>32</sup>

- ① 68歳男性（無職）
- ② 妻（無職、脊柱管狭窄症、脊椎すべり症、骨粗鬆症、腰椎椎間板症、左変形性膝関節症、右変形性膝関節症を患い、歩行が不自由なほか重量物を持ったり長時間立ったままでいることが困難）
- ③ 記載なし
- ④ 本件事故当時、被害者は妻と2人暮らしをしていたが、妻は、脊柱管狭窄症、脊椎すべり症、骨粗鬆症、腰椎椎間板症、左変形性膝関節症、右変形性膝関節症を患い、歩行が不自由なほか重量物を持ったり長時間立ったままでいることが困難であり、被害者が主たる家事従事者として家事にあたっていたと認められる。

→全年齢女子の賃金センサスの100%  
金銭評価で減額されていないのは、上記障害を有する妻の家事の分担が否定されたからと考えられる。

### 24 仙台地判平成28年1月8日<sup>33</sup>

- ① 81歳女性（無職）

- ② 娘（無職）、娘の夫（職業記載なし）
- ③ 記載なし
- ④ 本件事故当時、被害者は、娘夫婦と同居し、自身のみならず娘夫婦のため、掃除、買い物、クリーニングの依頼・受取、夕食の下ごしらえ等を行い、平成 21 年にガス会社を退職して求職しながら専業主婦をしていた娘の家事を補助していた・・・から休業損害の発生自体は認めるのが相当である。  
もともと、被害者が当時 81 歳と高齢であったことに加えて、娘やその夫が本件事故後の入院時に被害者の日中の過ごし方として家事一般に従事している旨の回答をしていないこと等に照らすと、被害者が行っていた家事の内容・程度は、娘のそれに比してかなり軽い補助的なものにとどまっていたとみるべきである。

→70 歳以上女子の賃金センサスの 40%

金銭評価の 60%の減額については、無職の娘との家事の分担の程度であると考えられる。

## 2 5 神戸地判平成 2 8 年 1 月 1 8 日<sup>34</sup>

- ① 85 歳女性（無職）
- ② 息子（フルタイムで就労）、息子の妻（フルタイムで就労）、息子の子（大学生）
- ③ 両下肢抹消炎、胸打撲、左坐骨神経痛、変形性腰椎症、左変形性膝等
- ④ 被害者は、本件事故当時、満 85 歳であったこと、被害者は、本件事故当時、息子の住所地において、息子と息子の妻と大学生である息子の子と同居していたこと、息子は会社にフルタイムで勤務していたこと、息子の妻は会社にフルタイムで勤務していたことが認められる。

他方、被害者が、整形外科に通院し、平成 19 年 11 月 24 日、老人性骨粗鬆症、両肩関節周囲炎、肝障害（疑）、両上肢抹消神経症、背痛症、との診断を受け、同年 12 月 11 日、腰痛症、頰椎症との診断を受け、平成 21 年 1 月 5 日、腰痛症、老人性骨粗鬆症、右足関節捻挫、肝障害（疑）、リウマチ性関節炎（R A）（疑）、高脂血症、両下肢抹消神経症との

診断を受け、同年 8 月 1 日、左足関節捻挫、高脂血症、両下肢抹消神経炎との診断を受け、平成 22 年 2 月 1 日、高脂血症、右膝靭帯炎、リウマチ性関節炎（R A）（疑）との診断を受け、平成 23 年 2 月 8 日、右股打撲、老人性骨粗鬆症との診断を受け、同月 3 日、高脂血症との診断を受け、平成 24 年 6 月 30 日、両下肢抹消炎、胸打撲との診断を受けたこと、被害者が、病院に通院し、同年 3 月 24 日、左坐骨神経痛、変形性腰椎症、左変形性膝関節症との診断を受けたことは当事者間に争いが無い。

被害者の年齢、同居家族の構成、本件事故前の健康状態等を考慮すると、被害者は、本件事故前、家事労働をしていたものの、1 人で家事労働全般をしていたとまで認めることはできず、全家事労働の 70%程度を担当していたと推認するのが相当である。

→70 歳以上女子の賃金センサスの 70%

金銭評価の 30%の減額については、息子もしくは息子の妻との家事の分担の程度であると考えられる。

## 2 6 大阪地判平成 2 8 年 5 月 1 3 日<sup>35</sup>

- ① 71 歳男性（無職）
- ② 妻（フルタイムで就労）
- ③ 健康
- ④ 被害者は、長年高校教諭として 65 歳まで稼働した後退職し、その後は就労の誘いを受けたこともあったが、これを断り、就労していなかった。被害者の妻は、被害者が高校教諭として稼働していた頃から長年正社員として勤務していた。被害者と妻が共働き状態にあった頃は、主に妻が家庭における家事を担っていた。

被害者が定年退職した後も現在に至るまで、妻は以前と同様に就労している。被害者は、定年退職後、家庭における家事を担うようになった。

妻がフルタイムで就労しており、被害者が家事を一定程度担っていたと認められること、他方で共働きだった頃の家事負担状況



に鑑みれば就労している妻自身も一定程度の家事を行うことは可能だったと考えられる

→全年齢女子の賃金センサスの 80%  
 金銭評価の 20%の減額については、妻との家事の分担の程度であると考えられる。

## 27 東京高判平成28年12月27日<sup>36</sup>

- ① 82歳女性（無職）
- ② 息子、息子の妻（原審の記載によれば、夫婦で同一の会社を経営）
- ③ 記載なし
- ④ 被害者の本件事件当時の年齢（82歳）や被害者の同居家族は、息子夫婦のみであることを踏まえると、被害者が行っていた家事にかかる休業損害について、女子の全年齢平均賃金によることは相当ではなく、女性70歳以上平均賃金の8割によるのが相当である。

→70歳以上女子の賃金センサスの 80%  
 金銭評価の 20%の減額については、息子、息子の妻との家事の分担の程度であると考えられる。

## 第4 考察

- 1 上記裁判例は、概ね、わが国の現実の家族実態に沿った認定であり、結論において適切なものであると考えられる。
- 2 複数人の家族が同居していた場合の家事労働の実態に関しては、その立証目的が家庭と

いうプライベートな場での事実である以上、本来的に全てを明らかにすることは不可能である。

実際の裁判例の認定手法を見ても、概ね被害者や同居家族の年齢、健康状態、就労実体等の客観的な考慮要素から、各人の「家事遂行の可能性（家事を行う能力・時間的余裕）」を導いて、家事労働の実態を推測する手法をとっていると考えられる。

- 3 注意すべきは、上記家事遂行の可能性について何か絶対的な水準（例えば、家事の遂行のためには、1日最低5時間必要といったもの）というものがあるわけではなく、家族各人の家事遂行の可能性との間で、「相対的に評価」されるものである点である。

そのため、フルタイムで就労していたとしてもそのことだけで家事の遂行の可能性がなくなるわけではなく、他の家族の家事遂行の可能性と相対的に評価して、場合によっては、家事の遂行可能性が認められることもある。

- 4 ところで、家族内で誰が家事を担当するかは、本来、家族が自由に決定すべき事柄であり、現実の家事労働の実態は、上記抽象的な家事遂行の可能性だけでは、評価し尽くされないものといえる。例えば、夫婦の家事遂行可能性が同等であったとしても、主に妻が家事を担当していた場合である。このような場合、その立証がなされることを前提にして適正に考慮されるべきであるといえる。

以上

1 平成元年改訂（平成5年実施）による中学校での男子の家庭科の必須化も影響していると考えられる（文部科学省HP）。

2 昭和47年7月1日施行の男女雇用機会均等法も影響していると考えられる。

3 内田貴『民法Ⅱ』（東京大学出版会、平成23年）412頁

4 谷水央『民事交通事故訴訟の問題点』（判タ、昭和42年）202号45頁等

5 民集28巻5号872頁

6 塩崎勤『主婦の逸失利益』（判タ、平成9年）927号23頁

7 金田洋一『平成10年度民事重要判例解説』（判タ、平成11年）120頁

8 例えば、夫婦のみの家庭でそれぞれが家事を等分の割合で負担していたとする。この場合の1人当たりの家事労働の作業量は必ずしも単身者の自らの家事労働の作業量を超え

るものではないものといえ、むしろ少なくなるとも考えられる（夫婦2名分の洗濯等が1回で済むなど）。そのため、1人当たりの家事の作業量が単身者の家事労働の作業量を超えるか超えないかとのいう基準で、単に家族の構成員としての仕事を分担しているか他の家族のための特別なサービスを提供しているかについて判断することはできない。

9 鈴木順子『家事労働の逸失利益性』（赤い本、平成15年）下巻294頁

- 10 交民27巻4号932頁
- 11 交民29巻3号765頁
- 12 判時1618号74頁
- 13 交民31巻2号423頁
- 14 交民31巻2号429頁
- 15 交民31巻4号1098頁
- 16 交民31巻5号1555頁
- 17 交民32巻1号296頁
- 18 交民33巻3号877頁

- 19 交民33巻3号935頁
- 20 交民33巻4号1407頁
- 21 交民34巻2号544頁
- 22 自保ジャーナル1649号18頁
- 23 自保ジャーナル1680号2頁
- 24 交民40巻3号644頁
- 25 自保ジャーナル1741号2頁
- 26 交民43巻1号123頁
- 27 交民43巻3号568頁
- 28 交民44巻2号556頁
- 29 交民45巻4号922頁
- 30 交民46巻5号1401頁
- 31 交民47巻1号113頁
- 32 自保ジャーナル1937号93頁
- 33 判例秘書
- 34 交民49巻1号8頁
- 35 交民49巻3号583頁
- 36 自保ジャーナル1996号1頁